平成２４年（フ）第１５８号
大阪府泉南市信達大苗代701番地の24
債務者　小澤あゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
滋賀県長浜市八幡中山町1031番地　313号
債務者　山崎　賢太
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
栃木県足利市五十部町608番地　リバーハイツ101号室、住民票上の住所栃木県足利市鹿島町418番地４　18号
債務者　毛木　美幸
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７６号
栃木県佐野市大橋町2186番地３
債務者　中島　順一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１３３号
静岡県焼津市上泉612番地の122
債務者　本野　憲子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８号
静岡市葵区城北２丁目12番23号、旧住所静岡市葵区桜町１丁目13番40―204号
債務者　山崎　晶子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
栃木県佐野市高萩町275番地２　金子アパートＣ、前住所栃木県佐野市天神町897番地
債務者　影山ヨシ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６８号
東京都八王子市南大沢１丁目21番地８シャンベール南大沢106号
債務者　沖田　友基
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
東京都八王子市明神町２丁目23番16号泉ハイツ12号
債務者　佐藤　仁美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３５号
岡山県美作市林野179番地３
債務者　小山　妙子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月11日午後２時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第６０４号
横浜市港北区篠原町2570―５　クレフォート新横浜201号、住民票上の住所横浜市南区前里町３丁目83番地　レオパレスマイム304
債務者　名倉　久代
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５７号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ25棟203号
債務者　松本　修治
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第６００号
千葉市若葉区多部田町754番地23
破産者　有限会社泉台建設
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３１６号
群馬県前橋市富田町282番地２
破産者　株式会社正盛興産
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９８号
千葉県船橋市習志野台２丁目32番３号
破産者　有限会社アスカ建築事務所
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６４号
千葉市中央区椿森３丁目14番17号
破産者　内藤　芳子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係